

水田・畑作経営所得安定対策推進事業実施要領

平成19年3月27日付け18経営第7714号
一部改正 平成20年3月31日付け19経営第7083号
一部改正 平成23年4月1日付け22経営第7256号
農林水産省経営局長通知

第1 事業の内容

本事業の内容は、事業実施主体が関係組織と連携して行う次に掲げる取組とする。

1 一括申請等推進事業（全国段階）

説明会の開催

各地域において、関係組織等を対象に、事務委託契約による申請（以下「一括申請」という。）の推進及び申請手続等に関する説明会を開催する。

2 申請手続等円滑化支援事業（地域段階）

(1) 申請手続等のサポート

対策加入者の申請手続等に対する助言・指導及び当該申請手続等に必要となる添付書類の整理・とりまとめその他対策加入者の申請手続等の円滑化・効率化に資する取組を行う。

(2) 説明会の開催

各地域において、対策加入者を対象に、一括申請の推進及び申請手続等に関する説明会を開催する。

第2 事業計画の作成等

1 事業計画の作成

水田・畑作経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成19年3月27日付け18経営第7713号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第4の1の(1)の事業計画の作成は、別紙様式により行うものとする。

2 事業実績の報告

実施要綱第4の2の事業実績の報告は、別紙様式により行うものとする。

第3 個人情報等の守秘義務

本事業の実施のため使用する個人情報は、厳重に保護されるべきものであり、これら情報について事業実施主体は守秘義務を負うものとする。したがって、取扱いの全ての過程を通じて、これら情報を適切に管理するものとする。

第4 事業の指導推進

- 1 国は、本事業が計画的かつ効果的に推進できるよう、事業実施主体に対し指導等を行うものとする。
- 2 事業実施主体は、関係組織との連絡協調を図りつつ、本事業の円滑かつ適正な実施に努めるものとする。

附 則（平成19年3月27日付け18経営第7714号）
この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日付け19経営第7083号）
この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

附 則（平成23年4月1日付け22経営第7256号）
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別紙様式

平成 年度水田・畑作経営所得安定対策推進事業実施計画（実績報告）書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
団体名
代表者
印

平成 年度において、水田・畑作経営所得安定対策推進事業を実施するため、別紙のとおり事業実施計画を策定したので、「水田・畑作経営所得安定対策推進事業実施要領」（平成19年3月27日付け18経営第7714号農林水産省経営局長通知）第2の1の規定に基づき報告します。

〔平成 年度において、水田・畑作経営所得安定対策推進事業を別紙のとおり実施したので、「水田・畑作経営所得安定対策推進事業実施要領」（平成19年3月27日付け18経営第7714号農林水産省経営局長通知）第2の2の規定に基づき報告します。〕

(別紙)

水田・畑作経営所得安定対策推進事業実施計画（実績報告）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫負担分	自己負担分	
(1) 一括申請等推進事業 (2) 申請手続等円滑化支援事業		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 一括申請等推進事業
説明会の開催

開催時期	参加人数	内容	備考
			(場所、参集範囲等を記入)

